

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年1月1日～令和12年¹²3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：職場生活と家庭生活との両立を支援するための、柔軟な働き方の制度
(短時間勤務、フレックスタイム制度など)の利用を2回/年以上にする

<対策>

- 令和6年12月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年12月～ 運用ルールの検討
- 令和7年 1月～ 運用ルールの決定、社内報などによる社員への周知